広島県告示第千九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和八年十二月三日までの間、縦覧に供する。

令和八年十一月十九日

広島県知事　横　田　美　香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島白木線	東広島市志和町志和東字六日市八七一番四地先から東広島市志和町志和東字六日市八四一番地先まで	令和八年一一月一九日